

# 知的財産権の出願に要する費用を補助します 知的財産権取得促進事業補助金

申請書  
ダウンロード  
こちらから➡➡



## 対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）で、次の要件を全て満たす者

- ・別府市に本社または主たる事業所を有すること。
- ・市税に滞納がないこと。
- ・市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

## 対象経費

出願に要する以下の経費

- ・出願料
- ・電子化手数料
- ・弁理士に対する報酬
- ・登録料（3年分）※実用新案権のみ

## 補助率

補助対象経費の1/2（千円以下切捨て）であり、以下を上限とします

○補助上限額

- ・特許権、実用新案権の出願に係る経費 20万円
- ・意匠権、商標権のどちらか又は両方のみの出願に係る経費 10万円

※同一事業者による申請は  
年度中1回限りです。

## 申請期限・方法

出願番号通知が発送された日の属する年度の末日までに、申請及び実績報告書（様式第1号）に必要書類を添えて提出してください。

○必要書類

- 出願概要書（様式第2号）
- 出願書及び出願に係る書類の写し（商標権にあつては出願書に限る）
- 出願番号通知の写し
- 補助対象経費の領収書等の写し
- 市税完納証明書等
- 誓約書（様式第3号）
- 法人登記簿謄本、開業届出書の写し等

※ 募集は先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

※ 対象となる出願経費は、出願番号通知が発送された日と補助対象経費の支払日が、いずれも令和8年度であるものに限りです。